

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

- | | | |
|---|-------|------|
| 一 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 | 路 線 名 | 境杉戸線 |
| 三 | 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別	区 間	
六三八番一地先まで	幸手市大字平野字九反割六六九番 二地先から同市大字平野字九反割			
二〇・五一	一五・五二 一六・四二	敷地の幅員 (メートル)		
七四・六〇		延長 (メートル)		
		備考		